

改正貸金業法・完全施行の早期実現を求める 特別決議

3年前、我々は、規制緩和を主張する勢力の激しい抵抗を抑え、貸金業法の改正を勝ち取った。

改正貸金業法は、経過措置により、4段階で施行されることになっており、遅くとも来年6月までには、総量規制の導入、上限金利の引き下げで完全施行が実現する。

しかし、最近、貸金業界やごく一部の政治家からは、改正貸金業法の完全施行によって、中小零細企業の資金調達が閉ざされ苦境に立たされる、などといった意見が出されている。こうした声に押されたのか、今般、民主党政府は、改正法の見直し条項を根拠に「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置を発表した。ここに来て今さら何を議論しようとするのか？そもそも貸金業法では、法人向けの融資について総量規制はなく、個人事業者向け融資では事業の実態・内容に照らして返済能力が認められる場合には、総量規制の例外が定められるなど、硬直的な運用を排している。

ここまで我々は、前政権が策定した「多重債務問題改善プログラム」に沿って、多重債務問題の解決に向け、多重債務相談窓口の拡充、ヤミ金融対策、セーフティネット貸付け制度など健全で安心な社会づくりのため、地道な取り組みを展開してきており、現状は、多重債務者への過剰貸付が減りつつある正常化の過程にあるものと考えます。

改正貸金業法の完全施行を躊躇する必要は全くなく、時計の針を3年前に戻すような議論を行うべきではない。政府は、“国民の生活が第一”の立場から強い指導性を発揮すべきである。

我々は、改正貸金業法を早期に完全施行することを強く求める。

以上決議する。

2009年11月25日
労働者福祉中央協議会 第59回定期総会